

入札公告

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年5月9日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達
和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地
予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,120,944kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間（令和5年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第585号に規定する令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31番地
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和5年5月9日（火）から同月23日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和5年5月9日（火）から同月16日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、令和5年5月22日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するも

のとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田郡有田川町庄 31 番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和5年6月21日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月20日（火）午後4時まで和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,120,944kWh to use at the Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 21 June 2023 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 20 June 2023)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,
31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan
TEL 0737-52-3221
FAX 0737-52-5571

入札説明書

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年5月9日

2 競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度及び令和6年度

(2) 業務の名称及び数量

令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達
(詳細は別添仕様書に明記)

契約電力 600kW 予定使用電力量 2,120,944kWh (1年間)

(3) 業務の仕様等

別添仕様書による。

(4) 履行場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター

(5) 契約期間

令和5年8月1日から令和6年7月31日まで(令和5年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで)の1年間とする。ただし、本契約は地方自治法令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

3 入札参加資格

令和5年和歌山県告示第 号に規定する令和5年度及び令和6年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

4 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和5年6月21日(水)午前11時00分から

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があるこ

とを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和 5 年 6 月 20 日（火）午後 4 時 00 分までに和歌山県立こころの医療センター事務局へ必着するように行わなければならない。

5 入札方法

(1) 入札は、別紙入札書に入札する事項を記入して行うこと。なお、入札書の様式は、単体用の入札書（様式 1 - 1）又はコンソーシアム用の入札書（様式 1 - 2）を使用すること。

(2) 入札書に記載する金額は、入札参加者において設定する契約電力に対する単価（常時基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめこころの医療センターが別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増及び発電費用等に係る燃料価格変動の調整額並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。なお、この金額は、当該地域を管轄する一般電気事業者であった小売電気事業者が特定規模需要に対して定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2023 年 4 月 1 日実施）等の定めに基づく金額を 1 月ごとの使用電力量等と併せて精算するものとする。

(3) 燃料費調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2023 年 4 月 1 日実施）を契約終了日まで用いること。

(4) 卸市場価格調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める高圧電力 AL（卸市場価格連動）（主契約料金表）（2023 年 4 月 1 日実施）を契約終了日まで用いること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 代理人が入札する場合は、別紙委任状（単体の場合は様式 2 - 1、コンソーシアムの場合は様式 2 - 2 を使用すること。）を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合において、入札書には、入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号並びに代表者の氏名）、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載して当該代理人の押印をすること。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載する事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

(8) 入札書は、封筒に入れ封印をし、封皮に入札書の氏名（法人の場合は名称又は商号並びに代表者の氏名。また、コンソーシアムの場合は、名称並びに代表者の氏名。）、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、再度の入札にあつては、この限りでない。

(9) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することがで

きない。

6 内訳書（計算書）の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（計算書）を添付すること。なお、郵送による入札の場合は、入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。
- (2) 内訳書（計算書）は、返却しない。
- (3) 入札書の入札金額が内訳書（計算書）の合計金額と符合しない場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

7 入札の延期等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏当な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、その見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午前 10 時 00 分から午前 10 時 30 分までの間に納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除されるため、県の休日の除く日の令和 5 年 5 月 15 日（月）から令和 5 年 6 月 19 日（月）午後 4 時 00 分までに和歌山県立こころの医療センター事務局へ必着すること。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合。

また、契約の落札者がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者が上述の条件を満たす場合において、同様とすること。ただし、免除申請書類はコンソーシアムとして作成すること。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ (1) のイの場合

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 所定の時間までにされなかった入札
- (4) 入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他不正な行為によってなされたと認められた入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 入札保証金が8の(1)に規定する金額に達しないときの入札
- (12) その他の入札に関する条件に違反した入札

10 開札の場所及び日時

(1) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

4の(1)のアに同じ。

イ 開札日時

4の(1)のイに同じ。

- (2) 開札には、和歌山県立こころの医療センターの職員（以下「職員」という。）が立ち会うものとする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに出席者をもって再度入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (2) 次のア、イ、ウのいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - ア 9の(1)から(7)まで、(11)及び(12)のいずれかに該当する入札
 - イ 再度入札において、前回の入札における最低価格以上の入札をした者
 - ウ 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、4の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者がした郵送による入札
- (3) 内訳書（計算書）の取扱いは、6と同じ。

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県立こころの医療センター
 - イ 所在地

有田郡有田川町庄 3 1 番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

仕 様 書

I 概 要

- 1 年度及び名称 令和 5 年度及び令和 6 年度和歌山県立こころの医療センター電力調達
- 2 需要場所 和歌山県立こころの医療センター
和歌山県有田郡有田川町庄 3 1 番地
- 3 業種及び用途 官公署 (病院)

II 仕 様

- 1 供給電気方式、供給電圧 (標準電圧)、計量電圧 (標準電圧)、標準周波数、供給方式、発電設備等

- (1) 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- (2) 供給電圧 (標準電圧) 6,000V
- (3) 計量電圧 (標準電圧) 6,000V
- (4) 標準周波数 60Hz
- (5) 供給方式 1 回線受電
- (6) 電化厨房機器 有
計量電圧 (標準電圧) 200V
- (7) 発電設備 ①非常用自家発電装置
 - (ア) 定格出力 1000kVA
 - (イ) 台 数 1 台
 - (ウ) 用 途 非常用
 - (エ) 定格電圧 6600V
 - (オ) 系統連系の有無 無
 - (カ) アンシラリーサービス料対象容量 0kW

- 2 契約電力及び予定使用電力量

- (1) 契約電力 常時電力 600kW

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。)

- (2) 予定使用電力量 2,120,944kWh

令和 5 年 8 月 1 日 0 時 00 分 ~ 令和 6 年 7 月 31 日 24 時 00 分 までの電力量見込み。

月別の予定使用電力量は、次のとおりとし、実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

月別予定使用電力量

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量
令和5年8月分	229,896
令和5年9月分	200,304
令和5年10月分	148,234
令和5年11月分	147,953
令和5年12月分	186,457
令和6年1月分	209,018
令和6年2月分	181,645
令和6年3月分	167,605
令和6年4月分	127,722
令和6年5月分	127,511
令和6年6月分	174,168
令和6年7月分	220,434
計	2,120,944

3 契約期間

- (1) 自 令和5年8月1日0時00分 から 至 令和6年7月31日24時00分
 (2) (1)にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。

4 電力量等の検針

自動検針装置 有
 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

5 需給地点

病院敷地内に設置している電柱の開閉器の電源側（1箇所）

6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

7 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

8 電化厨房機器

(一台当たりの設備容量)

コンビオーブン	18kw-	1台
移動式電磁調理器	3kw-	3台
電磁調理器	5kw-	3台
消毒保管庫	2.6kw-	2台
消毒保管庫	9.8kw-	4台
冷温蔵配膳車	3.355kw-	3台
冷温蔵配膳車	3.063kw-	2台
冷温蔵配膳車	2.04kw-	1台

合計 104.631kw

Ⅲ その他

- 1 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100%を保持する予定。
- 2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- 3 非常用自家発電設備 1000kVA×1 台を有している。
- 4 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧) (2023 年 4 月 1 日実施)、高圧電力 AL (卸市場価格連動) (主契約料金表) (2023 年 4 月 1 日実施) による。
- 5 燃料費調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧) (2023 年 4 月 1 日実施) を契約終了日まで用いること。
- 6 卸市場価格調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める高圧電力 AL (卸市場価格連動) (主契約料金表) (2023 年 4 月 1 日実施) を契約終了日まで用いること。
- 7 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kW とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (2) 使用電力量の単位は、1kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (3) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

過去電力使用実績(こころの医療センター)

月分	契約電力 (kW)	最大需要電力 (kW)	力率 (%)	使用電力量計 (kWh)
2023年03月分	600	375	100	156,263
2023年02月分	600	426	100	176,820
2023年01月分	600	444	100	203,363
2022年12月分	600	433	100	193,970
2022年11月分	600	306	100	136,839
2022年10月分	600	389	100	150,801
2022年09月分	600	500	100	204,652
2022年08月分	600	529	100	237,076
計				
2022年07月分	600	517	100	225,231
2022年06月分	600	492	100	178,212
2022年05月分	600	394	100	122,526
2022年04月分	600	342	100	123,699
2022年03月分	600	406	100	166,338
2022年02月分	600	440	100	186,812
2022年01月分	600	452	100	207,743
2021年12月分	600	436	100	185,726
2021年11月分	600	368	100	146,349
2021年10月分	600	441	100	156,130
2021年09月分	600	485	100	195,956
2021年08月分	600	522	100	222,716
計				2,117,438
2021年07月分	600	495	100	215,636
2021年06月分	600	436	100	170,123
2021年05月分	600	411	100	132,496
2021年04月分	600	339	100	131,745
2021年03月分	600	384	100	168,871
2021年02月分	600	428	100	176,477
2021年01月分	600	475	100	210,292
2020年12月分	600	429	100	187,188
2020年11月分	600	360	100	149,556
2020年10月分	600	376	100	140,338
2020年09月分	600	501	100	192,112
2020年08月分	600	545	100	237,550
計				2,112,384

契約書（案）

和歌山県立こころの医療センター（以下「甲」という。）は、株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）と、甲で使用する電気の需給について下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

（基本料金）

	基本料金単価 （消費税及び地方消費 税の額を含む。） （1kW 当たり）
契約電力 600kW	〇,〇〇〇.〇〇円

（電力量料金）

	従量料金単価 （消費税及び地方消費 税の額を含む。） （1kWh 当たり）
夏季月（7月～9月）	〇〇.〇〇円
その他季月	〇〇.〇〇円

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

（需要場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 和歌山県有田郡有田川町庄31番地
和歌山県立こころの医療センター

期 間 令和5年8月1日0時00分から令和6年7月31日24時00分まで

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。

3 甲は、前項の規定による解除により、乙に損害を与えたときは、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。（必要に応じて規定）

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

※【納付する場合】

第4条 乙は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第7条 第2条第1項に規定する契約電力（以下「契約電力」という。）を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

(計量及び検査)

第8条 乙は、毎月1日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 乙は、第8条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、第10条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(再エネルギー促進賦課金、力率割引、燃料費調整額及び卸市場価格調整額)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が特定規模需要に対して定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2023年4月1日実施）、高圧電力AL（卸市場価格連動）（主契約料金表）（2023年4月1日実施）等によるものとする。

2 力率割引又は割増及び発電費用等に係る燃料価格変動の調整額は、前項の取扱と同じとする。

3 燃料費調整額の算定は、公告の日を実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2023年4月1日実施）を契約終了日まで用いること。

- 4 卸市場価格調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める高圧電力 AL（卸市場価格連動）（主契約料金表）（2023年4月1日実施）を契約終了日まで用いること。

（契約の解除）

- 第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - 三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
 - 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

- 第15条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第14条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金）

- 第16条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了ま

でに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第18条 乙は、第14条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとと

もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保全)

第20条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第21条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

【単体の場合】

甲	住所 氏名	和歌山県有田郡有田川町庄31 和歌山県立こころの医療センター 院長 森田佳寛	印
乙	住所 氏名		印

【コンソーシアムの場合】

甲	住所 氏名	和歌山県有田郡有田川町庄31 和歌山県立こころの医療センター 院長 森田佳寛	印
乙	(コンソーシアムの名称記入)		
	(代表者) 住所 氏名		印
	(構成員) 住所 氏名		印